

令和8年度スマート農業機械導入加速化支援事業について

1 概要

ほ場の大区画化等の栽培体系への転換と一体的な自動操舵システム等の導入を支援し、スマート農業技術の普及・推進を図るもの。

2 事業内容

事業実施主体	認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織及び農業者が構成員となっている組織	
補助対象機械	表1：補助対象機械ごとの使用するほ場の面積要件	
	補助対象機械	使用するほ場の面積要件
	ロボット農機	1ha 以上
	自動操舵トラクタ・田植機等	50a 以上
	後付け自動操舵・レベリングシステム	50a 以上
	<p>補助対象機械は、作業ほ場のうち上表に示した面積以上のほ場で使用する計画であること。ただし、中山間地において自動操舵トラクタ・田植機等、後付け自動操舵・レベリングシステムを導入する場合、作業ほ場の1筆あたりの面積が拡大する計画であると認められるときは、この限りではない。</p> <p><u>なお、収量コンバイン、GNSS ガイダンス装置、ドローンは対象外とする。また、取付等の作業工賃も対象外とする。</u></p> <p>原則として、農機データについて、農業者等が当該データを当該農機メーカー以外のシステムでも利用できるようにするため、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定すること。</p>	
補助率・補助上限	補助率：1/3 以内	
	表2：補助対象機械ごとの補助上限	
	補助対象機械	補助上限
	ロボット農機	5,000 千円
	自動操舵トラクタ・田植機等	3,000 千円
後付け自動操舵・レベリングシステム	830 千円	
	補助金の額は事業費に補助率を乗じて得た額または上表の補助上限のいずれか低い額。ただし、千円未満の額については切り捨てる。	

3 スケジュール（提出状況等に応じて変動する可能性があります）

～R8.6.9 要望提出（農業者→県）

～R8.6 中旬 割当内示（県→農業者）

R8.7～ 交付申請・交付決定（農業者⇔県）

～R9.2.28 機械導入完了

～R9.3.31 実績報告書提出、補助金の支払い（農業者⇔県）

※交付決定は7月中旬を見込んでいます。交付決定前に着手したい場合は、交付申請時に割当内示と同日付けで交付決定前着手届を提出いただくことで、割当内示の日以降に交付決定前着手を行うことが可能となります。

※予算の残がある場合は追加要望調査を実施する可能性があります。